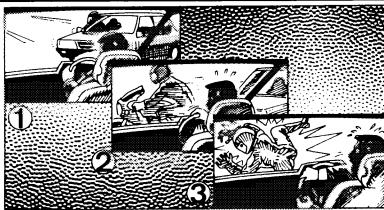


# 少しの酒でも死亡事故に

## 危険な飲酒運転の自己弁護

乗るなら飲むな、飲んだら乗るな

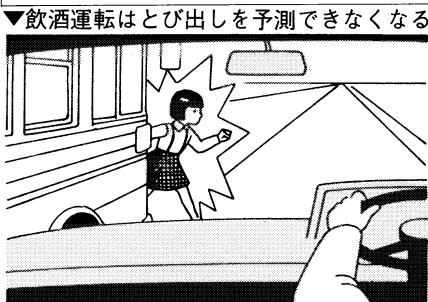


◆夜間、対向車とのライトで横断中の人が見えにくい。飲酒運転では、この人がほとんど目にはいらないくなる▶

- ・教職員の自覚の高揚
- ・安全運転の徹底順守
- ・運転上のモラルの向上

- 飲酒運転は絶対にしない。
- 安全速度を必ず守る。
- 交通ルールを厳守する。
- 職場の全員で交通事故防止のスクランムを組む。
- 酒席には、車の鍵を持ちこまない。

## 教職員の安全運転5則



▼飲酒運転はとび出しを予測できなくなる。

福島県教育委員会では、教職員の交通事故防止、特に飲酒運転の絶滅をめざして、県内全ての教職員の皆さんに安全運転の推進を呼びかけております。

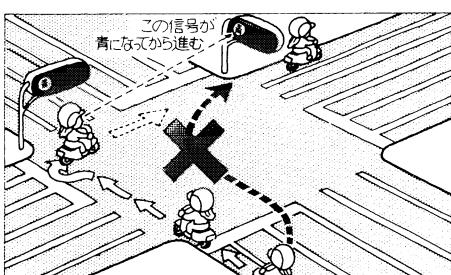
特にここ数年、わずかですが毎年飲酒運転による事故の発生をみており、事故当時はもちろん家族や職場の同僚の方に有形無形の被害、迷惑を与えております。

等を図るべく、各学校において職員会議等で真剣に議論していただくよう提案しております。

たった一杯の（と本人が思つている）酒が数えきれない涙を流す破目になり、家族も、職場も、そして自分自身の生活をも暗澹たるものにしてしまいます。お互いに声をかけあい呼びかけあつて職場から飲酒運転を追放しましょう。



◆このように交通ルールがかわっても、飲酒運転をするほとんど気にしなくなってしまう。



(表) 飲酒運転をした場合の処分等の基準

事故等の種別 事故等の区分	人身事故			物損事故		その他 自損事故その他の単純犯等 被害者側にも不注意があつた場合
	死亡等事故	重傷事故	軽傷事故	建物等の損害	物損	
責任の程度	被害者側による一方的 不注意による場合	被害者側による一方的 不注意による場合	被害者側による一方的 不注意による場合	被害者側による一方的 不注意による場合	被害者側による一方的 不注意による場合	被害者側による一方的 不注意による場合
違反行為等の種別						
飲酒運転	免職	免職	停職6	停職6	停職3	停職1 停職1